

# 地 域 再 生 計 画

## 1 地域再生計画の名称

柏崎市縦断・農林道ネットワーク計画

## 2 地域再生計画の作成主体の名称

新潟県

## 3 地域再生計画の区域

柏崎市の全域

## 4 地域再生計画の目標

柏崎市は新潟県のほぼ中央に位置し、県内の主要都市である新潟市、長岡市はもとより、関東から関西までを結ぶ高速道路や国道8号等が南北に縦貫している。

市は平成12年10月1日当時の総人口97,896人から平成22年10月1日現在の91,451人と10年間で6.6%が減少しており、なおかつ、65歳以上の高齢化率は27.2%と、新潟県平均の26.2%と比較しても高く、少子、高齢化が進行している。また、耕作放棄地率は15.3%と新潟県平均6.5%を大きく上回っている状況である。

市内は比較的人口が集中している市中心部、農林業を中心に営んでいる平野部及び中山間地で形成されているが、市中心部は国道の整備等、交通の利便性が高まることにより、都市機能が充実する一方、平野部や中山間地等の農村部では、農林業の停滞が課題となっている。特に中山間地は、農業生産の場であるだけでなく、水源涵養など多面的機能を有する大切な区域であり、平野部と均等のとれた一体的な発展を目指す必要がある。

地域内の農林業は、平野部では稲作が中心に行われ、畜産、野菜、果樹の複合経営を営んでいる。コシヒカリを中心とした銘柄米品種の作付け拡大と品質の向上に努めるとともに、転作対応から、売れる作目への転換が積極的に行われている。また、中山間地においては水上地区を中心に官行・旧公団・公社・生産森林組合による造林地が多く存在し、地元森林組合や農林公社が中心となって、古くから造林・保育等の森林施業に取り組んでいる。

しかし、中山間地では近年、過疎化・高齢化による担い手不足が進行しつつあり、耕作放棄地の発生や間伐等の施業が必要となっている造林地の手入れ不足森林の増加が問題となっている。このため、農林業の機械化による作業能率向上を図るとともに、農林地へのアクセスや生産地から流通拠点・加工基地への農林作物の輸送のための道路整備を進めているが、いまだ支障をきたしている箇所がある。

今回、地域再生計画を実行することで、柏崎市を縦断する農林道の効率的

なネットワークを整備し、市中心部への円滑な農林産物の流通や農地の営農条件の改善、及び、高性能林業機械の導入による木材生産量の拡大を図り、沿線地域における農林産業を振興することが本計画の目標である。

(目標 1) 農林道整備による農林産物流通の改善

- ・整備区間の移動時間 13 分短縮 整備前 41 分 (H26)  
⇒ 41 分 (H29) ⇒ 整備後 28 分 (H31)

(目標 2) 木材生産量の増大と森林の持つ多面的機能の増進

- ・木材生産量 30%増加 整備前 1,880m<sup>3</sup> (H21~H25)  
⇒ 2,160m<sup>3</sup> (H27~H29) ⇒ 目標 2,445m<sup>3</sup> (H27~H31)
- ・荒廃森林の森林整備面積 整備前 0ha (H25)  
⇒ 9ha (H29) ⇒ 目標 18ha (H31)

対象範囲：整備を実施する林道沿線の森林

## 5 地域再生を図るために行う事業

### 5-1 全体の概要

柏崎市南部の中山間地である折居（おりい）地区を起点とし市中心部に向かって延びる「広域農道柏崎線」（平成 21 年 4 月 8 日、土地改良事業変更計画確定）の第 1-1 号路線及び第 2 号路線の一部区間を整備することによって、早期に全線供用を開始し、農産物物流の効率化を図る。

また「林道（森林基幹道）黒姫山線」（平成 25 年 4 月 1 日、中越計画区地域森林計画に路線を記載）の岡田地区から岡野町地区までの未整備区間を整備し、全線開通させることによって、沿線全域へのアクセスの確保、木材生産量の拡大及び間伐等の森林施業が遅れている箇所を解消を図る。

### 5-2 特定政策課題に関する事項

該当なし

### 5-3 法第 5 章の特別の措置を適用して行う事業

#### 道整備交付金【A3001】

対象となる事業は、以下のとおりであり事業開始に係る手続き等を了している。

なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

- ・広域農道：「柏崎 3 期地区」  
土地改良法に基づく土地改良事業変更計画（平成 21 年 4 月 8 日）が確定。
  - ・林道：「森林基幹道 黒姫山線」  
森林法による中越森林計画（平成 25 年 4 月 1 日策定）に路線を記載。
- | [施設の種類]    | [事業主体] |
|------------|--------|
| ・広域農道（柏崎市） | 新潟県    |

- ・林道（柏崎市） 新潟県

**[事業期間]**

- ・広域農道 平成 27 年度～平成 31 年度
- ・林道 平成 27 年度～平成 30 年度

**[整備量及び事業費]**

- ・広域農道 3.24 km、林道 4.00 km
- ・総事業費 1,540,000 千円  
（うち交付金 770,000 千円）

〈内訳〉

- ・広域農道 860,000 千円（うち交付金 430,000 千円）
- ・林道 680,000 千円（うち交付金 340,000 千円）

#### 5-4 その他の事業

地域再生法による特別の措置を活用するほか、「柏崎市縦断・農林道ネットワーク計画」を達成するため、以下の事業を総合的かつ一体的に行うものとする。

##### 5-4-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

##### 5-4-2 複数事業と密接に関連させて効果を高める独自の取組

該当なし

##### 5-4-3 支援措置によらない独自の取組

###### (1) 農村地域の資源を保全する共同活動

###### ① 多面的機能支払制度

内 容 地域ぐるみで農地・農業用水等の適切な維持管理活動を行い、農村地域の持つ多面的機能の保全を図る。（農林水産省支援事業）

実施主体 農地・水・環境保全向上対策柏崎市地域協議会

実施期間 平成 27 年 4 月～平成 31 年 3 月

###### ② 中山間地域等直接支払制度

内 容 耕作放棄地の増加等により多面的機能の低下が特に懸念されている中山間地域等において、多面的機能の維持・増進を一層図るため、自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備に向けた取組等を推進する。（農林水産省支援事業）

実施主体 協定締結集落

実施期間 平成 27 年 4 月～平成 32 年 3 月

###### (2) 森林資源のフル活用と、多面的機能を維持増進する森林整備

**① 森林環境保全整備事業**

内 容 面的にまとまって計画的に行う搬出間伐等の森林施業と、これと一体となった森林作業道の開設を行う。(農林水産省支援事業)

実施主体 新潟県農林公社、柏崎地域森林組合

実施期間 平成 27 年 4 月～平成 32 年 3 月

**② 森林整備地域活動支援交付金**

内 容 森林経営計画の作成や施業の集約化に必要な諸活動説明会や戸別訪問等)を行い、地域の森林整備を推進する。(農林水産省支援事業)

実施主体 柏崎地域森林組合

実施期間 平成 27 年 4 月～平成 28 年 3 月

**③ 保安林整備事業(保育)**

内 容 保安林機能が低下した森林の機能を回復するため、本数調整伐等による複層林化への誘導や下刈、補植等の森林整備を行う。(農林水産省支援事業)

実施主体 新潟県

実施期間 平成 27 年 4 月～平成 31 年 3 月

**(3) 地域資源(歴史・文化・景観)を保存振興する活動**

**① 綾子舞(あやこまい)保存振興事業**

内 容 国指定重要無形民俗文化財「綾子舞」の保存振興のため、養成講座や伝承学習への未経験者の参加を求めながら、綾子舞保存伝承の担い手の輪を広げる。既受講者は各人の持つ技量の向上に努め、あわせて後進の指導にも配慮する。(柏崎市単独事業)

実施主体 柏崎市綾子舞保存振興会・柏崎市

実施期間 平成 27 年 4 月～平成 29 年 3 月

**② 柏崎市景観計画**

内 容 柏崎らしい景観を後世へ残し、さらに魅力的な景観を創り出していくため「柏崎市景観計画」を策定する。策定にあたっては、市民の代表者や学識経験者などで構成する「景観計画策定委員会」で検討を進めるとともに、地区別に「景観懇談会」を開催し、各地区の意見を聞きながら計画づくりに取り組む。(柏崎市単独事業)平成 28 年 3 月策定予定。

計画主体 柏崎市

計画期間 平成 27 年 4 月～平成 32 年 3 月

### 5-5 計画期間

平成 27 年度～平成 31 年度

## 6 目標の達成状況に係る評価に関する事項

### 6-1 目標の達成状況に係る評価の手法

4に示す地域再生計画の目標については、計画期間の中間年度及び計画終了年度に新潟県が必要な調査事業効果分析調査等を行い、速やかに状況を把握する。

定量的な目標に関わる基礎データは、新潟県の森林施業データ、木材統計資料を用い、中間評価を行う。

また、事後評価の際には、事業効果分析調査から各目標の達成状況等の集計を行うこと等により、定量的な評価を行う。

### 6-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

目標 1 農林物流の改善	平成 26 年度 (基準年度)	平成 29 年度 (中間年度)	平成 31 年度 (最終目標)
	41 分	41 分	28 分
目標 2 木材生産量の増大	平成 21～25 年度 (基準年度)	平成 27～29 年度 (中間年度)	平成 27～31 年度 (最終目標)
	1, 880m <sup>3</sup>	2, 160m <sup>3</sup>	2, 445m <sup>3</sup>
目標 2 荒廃森林の整備	平成 25 年度 (基準年度)	平成 29 年度 (中間年度)	平成 31 年度 (最終目標)
	0ha	9ha	18ha

(指標とする数値の収集方法)

項 目	収集方法
農林産物流通の改善	路線毎に計測 なお、中間評価は事業の進捗等により行う。
木材生産量の増大	新潟県森林・林業・木材産業振興プランに掲載する県産材素材生産量データより
荒廃森林の整備	新潟県森林・林業・木材産業振興プランに掲載する間伐等森林整備実施面積データより

・ 目標の達成状況以外の評価を行う内容

- 1 事業の進捗状況の把握
- 2 目標の達成状況の評価のみならず、地域活性の観点から総合的な評価を実施

6-3 目標の達成状況に係る公表の手法

4に示す地域再生計画の目標については、新潟県において中間評価及び事後評価の内容を速やかにインターネット（新潟県農林水産部、農地部）の利用により公表する。

6-4 その他

該当なし

7 構造改革特別区域に関する事項

該当なし

8 中心市街地活性化基本計画に関する事項

該当なし

9 産業集積形成等基本計画に関する事項

該当なし